

星城大学研究活動の不正防止対策基本方針

2023年4月1日制定

星城大学（以下「本学」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、研究活動の不正防止対策基本方針を以下のとおり策定し、不正行為への対応及び公的研究費等を適正に管理運営するための取組みを行います。

1. 法令、指針、ガイドラインの遵守

研究活動等不正防止に関する法令、国および研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を遵守します。

2. 責任体制の明確化

不正行為への対応、公的研究費等を適正に管理・運営するために、責任体制を以下のとおり定めます。

最高管理責任者：学長

統括管理責任者：事務局長

部局責任者：経営学部長、リハビリテーション学部長、健康支援学研究科長

コンプライアンス推進責任者：総務・経理課長

3. 各種規程、運用ルールの整備

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を本学所属の研究者へ周知・徹底します。

4. 通報（告発）に関する窓口

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、不正行為に関する相談および通報のための窓口を以下のとおりとします。

星城大学 研究倫理委員会

住所：〒476-8588 東海市富貴ノ台2-172

ファクシミリ：052-601-6010

電子メール：soumu@sei-joh-u.ac.jp

電話：052-601-6000